

いきいき



ヘルパー活動紹介2
災害ボランティアセンター3
ふれあいサロン・赤い羽根共同募金4
第5期地域福祉推進計画・ボランティア保険5
お知らせ広場6

4
2024

ヘルパー活動紹介

社協では、介護保険制度に基づく訪問介護サービスを提供しています。このサービスの提供を通じて、利用者の介護や支援に携わっているヘルパーにお話を聞きました。

ヘルパーの1日に密着



お風呂場は転倒しやすいので、より丁寧に！



この日は掃除から始まりました。お風呂場やリビングの掃除です。



次の利用者さんのご自宅に移動しました。ご自身でもできることは一緒にしてもらいます。



寒いから温かくて食べやすいシチューにしよう！



栄養バランスを考えながら、利用者さんの好みの味付けや具材を意識して食事を作ります。

—ヘルパーになったきっかけは？
親の介護を経験し、ヘルパーの資格を取得しました。当初は、子どもが学校に行っている間の短時間でも働くことができ、経験を活かせると感じ、ヘルパーになりました。

—活動内容を教えてください
介護が必要な方の自宅を訪問し、調理、買い物、掃除などの生活援助や、食事介助、入浴介助、排せつ介助などの身体介護を行っています。

—活動で意識していることは？
積極的に利用者さんとコミュニケーション



腰痛がある利用者さんには緩和するために湿布を貼ります。



いつも玄関までお見送りありがとうございます。



本日最後の利用者さんです。買い物等の活動の後、利用者さんに挨拶をして活動終了です。

ケーションを図り、様子を伺うようにしています。体調の変化はもちろんです。表情や生活状況にも注意しています。少しでも異変を感じたときは、事務所に報告しています。

—ヘルパー活動の魅力は？
人との関わりが多く、やりがい

を感じています。限られた時間ですが、利用者さんの暮らしを支えることができ、安心して生活してもらえることが嬉しいです。また、人生の先輩から学ぶことも多々あり、私自身の成長にも繋がっています。

事業所の概要

事業所名
社会福祉法人橿原市社会福祉協議会
指定訪問介護事業所

サービス提供日
通年(12月29日～1月3日を除く)

サービス提供時間
午前8時～午後6時

電話番号 29-3916
FAX番号 29-4400



在宅生活を支える
自分らしく暮らし続けるためには、安心できる環境で生活することが重要です。しかし、加齢等によって、生活に支援が必要となる場合もあります。ヘルパーは、その支援のひとつとして、ケアマネジャーや看護師等と連携を図りながら、利用者の家庭や地域での暮らしを支えています。
社協には30名のヘルパーが在籍(1月末現在)しています。利用者が安心して家庭や地域で暮らし続けることができるように、引き続き質の高い訪問介護サービスの提供に努めていきます。

災害ボランティアセンター

地震や豪雨等による大規模な自然災害が各地で頻発し、甚大な被害が発生しています。被災地の復旧・復興にあたっては、ボランティアの力が大きな役割を果たしています。社協は、そのボランティアの力を効果的に活かすため、「災害ボランティアセンター（センター）」を設置・運営する役割を担っています。

センターの設置・運営

社協は、大規模災害発生時に、檀原市災害対策本部組織から要請を受け、福祉救護部ボランティア支援班として、センター設置・運営マニユアルに基づき、センターの設置・運営を行います。センターは、被災者からのニーズに対して、ボランティアの力が最大限発揮できるように調整する機関です。地域福祉を推進する社協は、日頃から培ってきた地域住民や関係機関とのネットワークを活かしながら支援や調整を図ります。

災害時を見据えた取組

社協では、災害発生時にセンターの円滑な設置・運営ができるよう、災害ボランティア登録者や関係機関等と協働し、センターの設置・運営訓練を年1回実施しています。令和5年度は、51名の参加のもと、

センター運営における各班の役割



1. ボランティア受付班

全国から駆けつけるボランティアの受付やボランティア活動保険加入の確認を行います。

2. ニーズ班

被災者に寄り添い、困りごとや必要とするボランティア活動の内容を正確に聞き取ります。



防災意識の向上を図るための研修会や豪雨災害を想定した訓練を行いました。訓練では、センターの運営者側とボランティア活動者側に分

かれて、運営の流れを体験し、その機能や役割について学んでいただきました。

地域での支え合い

災害発生時は、行政やボランティア等による支援だけではなく、地域の復興力として、住民同士の支え合い・助け合いも重要です。地域における対応で困った場合は、センターに相談してもらうことで、ボランティア



3. マッチング班

被災者のニーズとボランティアの活動希望を結びつけます。需給のミスマッチを最小限に抑えることに留意します。

4. 資材班

ボランティア活動に必要な資材の受け渡しや調達・管理を行います。災害時には多くの資材を扱うことになります。



災害ボランティア登録者の募集

災害発生時に、災害ボランティア活動やセンターの運営を円滑に行えるよう、災害ボランティアの登録者を募集します。登録者には、平時はセンター設置・運営訓練や研修会等の案内を、災害時にはセンター開設情報等の発信をさせていただきます。登録方法はホームページをご覧ください。



▲「センターの役割・機能について」をテーマに研修会を実施

と連携した支援を行うことができます。また、日頃から住民一人ひとりが地域とのつながりを意識し、地域で支え合える関係を築いておくことも大切です。

これからも社協は、平時から地域のつながりづくりを推進し、安心して頼れるセンターを目指していきます。

問 地域福祉係 ☎ 29-3880

ふれあいサロンへ 行こう!

ふれあいサロンは、地域での65歳以上の方の“集いの場”です。介護予防の一環として、各地区公民館など市内12カ所で実施されています。軽スポーツや、手芸・工作、映画鑑賞など多くのメニューがあり、参加者は「友達づくり」や「おしゃべり」、「サロンのお手伝い」など、自分に合った楽しみ方を見つけることができます。皆さんも、サロンに来てみませんか?詳しくは、地域福祉係までお問い合わせください。



▲廃品でアクセサリーづくり
(真菅北)



▲軽スポーツ(スローイングビンゴ)で交流
(耳成南)



▶音楽に合わせて体操
(真菅)

ふれあいサロンの実施状況

サロン名	実施場所	実施日・時間
ますげいなほ会	真菅地区公民館	第2・4土曜日 9時30分～11時30分
今井校区 ふれあいサロン	今井地区公民館	第2・4土曜日 9時30分～11時30分
新沢地区 ふれあいサロン	新沢地区公民館	第2・4火曜日 13時～15時
香久山地区 ふれあいサロン	香久山地区公民館	第1・3・4土曜日 13時～15時
晩成 ふれあいサロン	八木地区公民館	木曜日(第5木曜日は休み) 13時30分～15時30分
畝傍南 ふれあいサロン	畝傍地区公民館	第2・4水曜日 13時30分～16時
畝傍北 ふれあいサロン	大久保ふれあい センター	第1・3木曜日 13時30分～16時
サロン しらかし広場	白檀地区公民館	火曜日(第5火曜日は休み) 13時～15時
ふれあいサロン 耳成	各町公民館・ 集会所など	月1回 開催ごとに変更
耳成南ふれあいサロン ～イトヤキ会～	耳成南小学校 ふれあい教室	第2・4土曜日 9時30分～11時30分
真菅北 ひまわりサロン	中曾司町本町会館・ 小槻町公民館など	第2・4火曜日 13時30分～15時30分
鴨公まほろば ふれあいサロン	鴨公地区公民館	第4金曜日 10時～12時

※参加する場合は利用料(100円～200円)が必要となります。
また、別途教材費が必要なメニューもあります。

赤い羽根共同募金

昨年10月1日から赤い羽根共同募金運動(一般共同募金と歳末たすけあい募金)が全国的に展開され、橿原市共同募金委員会におきましても、この運動を積極的に進めました。市民の皆様をはじめ、自治会や民生委員・児童委員等の深いご理解と温かいご協力に支えられ、実施できましたことに心から感謝申し上げます。

お寄せいただいた募金は、橿原市内の社会福祉事業や地域福祉活動等の資金として、有効に活用させていただきます。なお、最終の実績は、運動期間が終了となる3月31日までの募金額を含めて、次号(第73号)へ掲載いたします。

(令和6年1月31日現在)

募金種別	募金額(円)
一般共同募金(A)	8,852,050
戸別募金	4,122,316
法人募金	2,897,966
街頭募金	432,361
その他募金	1,399,407
歳末たすけあい募金(B)	3,891,056
戸別募金	3,879,040
その他募金	12,016
合計(A)+(B)	12,743,106

ありがとう
ございました



策定しました!!

橿原市第5期地域福祉推進計画

橿原市の地域福祉推進のための基本計画となる「第5期地域福祉推進計画」(計画期間:令和6年度~令和10年度)を策定しました。

橿原市では、平成16年9月に第1期計画を策定し、“みんなでつくる健やかで安心して心豊かに暮らせるまち”を理念として、市、社協、地域福祉推進連絡協議会が連携しながら地域福祉のまちづくりを進めてきました。

第5期計画は、この理念を引き継ぐとともに、“自助・互助・共助・公助で地域福祉を進める計画”と位置づけています。複雑化・多様化する地域課題や市民の皆さんの福祉課題に丸ごと対応できるよう、包括的な支援体制づくりを進めます。



▲地域福祉推進計画策定委員会



▲地域福祉推進連絡協議会



▲地域福祉推進委員会ヒアリング
(畷傍南小学校区)



▲地域福祉推進シンボルマーク
「いきいきスマイリー」

【理念】

みんなでつくる
健やかで安心して心豊かに暮らせるまち

【基本目標】

- 支え合いの活動が活発なまちづくり
- 地域福祉の担い手が育つまちづくり
- 安全で安心できるまちづくり

計画策定への市民の参加と協力

市民アンケート	満16歳以上の市民2,000人に地域福祉に関する意識調査を実施(回収率39.6%)
16小学校区地域福祉推進委員会ヒアリング	各推進委員会にこれまでの活動内容や今後の取組等について訪問ヒアリングを実施
パブリックコメント	計画について広く市民の意見を募集

加入受付中!

さまざまなリスクに備えて ボランティア保険

ボランティア個人又はグループを対象とするボランティア活動保険と、ボランティア行事等の主催者や参加者を対象とするボランティア行事用保険があります。

【加入手続】

市民活動交流広場
住所:内膳町1丁目6番8号
(橿原市観光交流センター5階)
TEL:47-2380 FAX:47-2381

ボランティア活動保険

令和6年度 補償金額と保険料(1名あたり)

保険金の種類		基本プラン	天災・地震補償プラン	
補償金額	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	ケガの補償 手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から補償		
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	

※補償期間は、年度更新のため3月末日で終了となります。更新手続きのお忘れがないようご注意ください。

ボランティア行事用保険

令和6年度 補償金額と保険料(1名あたり)

保険金の種類		金額			
補償金額	死亡保険金	400万円			
	後遺障害保険金	400万円(限度額)			
	入院保険金日額	3,500円			
	ケガの補償 手術保険金	入院中の手術	35,000円		
		外来の手術	17,500円		
	通院保険金日額	2,200円			
	賠償責任の補償	対人事故	1名・1事故2億円(限度額)		
		対物事故	1事故1,000万円(限度額)		
保険料	Aプラン (宿泊を伴わない行事) ※最低保険料20名分	A1行事	1日28円		
		A2行事	1日126円		
		A3行事	1日248円		
	Bプラン (宿泊を伴う行事)	1泊2日	4泊5日	241円	354円
		2泊3日	5泊6日	295円	359円
		3泊4日	6泊7日	300円	364円
	Cプラン (宿泊を伴わないかつ参加者が事前に特定できない行事) ※最低保険料20名分	A1行事	1日28円		

※Aプランの区分は、開催する行事の内容によって異なります。

お知らせ広場

ありがとうございました!!

善意の窓(11月16日～2月15日)

寄付者(団体)名	寄付額	寄付日
大和橿原モラロジー事務所	30,000円	12月1日、1月4日、2月2日
「憩いの川づくりプログラム 事業代金」平和橋会 醍醐町	2,000円	12月1日、1月5日
資源リサイクル「警察と地域の 連携について考える会」醍醐町	1,000円	12月1日、1月5日
畝傍ゲートボール同好会	15,000円	12月4日、1月5日、2月1日
資源リサイクル神武会	9,000円	12月4日、1月5日、2月1日
橿原遊技組合	388,942円	12月12日
曾我町光寺寺喜捨箱	20,613円	12月13日
橿原市仏教会	300,000円	12月15日
橿原商工会議所 女性会	30,000円	12月22日
匿名	23,349円	12月25日
特定非営利活動法人 飛鳥 ステップあすか	10,000円	12月26日
歯あわせ会	437,054円	2月1日

※寄付額については当該期間の寄付額を合算した金額です。

善意銀行に多くのご寄付をいただき厚くお礼申し上げます。
寄付金は、地域福祉活動に有効活用させていただきます。

ふれあい電話訪問サービスの利用者募集

市内在住の高齢者世帯等に対し、ふれあい(話し相手や見守り等)のため、ボランティアによる電話訪問を行っています。

実施日 火曜日(午前10時～午後3時)

金曜日(午前10時～正午)

訪問日 週1回(10分程度)

費用 無料 申込み 地域福祉係

※電話訪問をするボランティアも募集しています!! 関心のある方はお問合せください。



声の「いきいき」公開中

社協だより「いきいき」は、音訳グループ「声のしおり」の皆さんのご協力により、音訳して、視覚障がいのある方に届けていただいています。また、社協のホームページ内でも聴くことができます。



自動販売機で募金ができます

橿原市内には「赤い羽根自動販売機」が23台設置されています。設置にご協力いただいた法人・個人や飲料メーカーから売上の一部を寄付していただいています。また、購入者がお釣りの一部を募金できる「募金機能付き自動販売機」もあります。皆様の赤い羽根共同募金へのご協力をよろしくお願いいたします。

※設置場所等については地域福祉係までお問合せください。



社協会員の募集

社協では、地域福祉活動を積極的に展開するため、会員を募集し、会員の皆様からいただいた会費を貴重な自主財源の1つとして、社協の運営や地域に密着した事業に活用させていただきます。

社協の活動にご理解いただき、ひとりでも多くの皆様のご協力をお願いします。



〈会員の区分と会費〉 令和5年度団体会員はこちら↑

区分	会費(年額)	令和5年度実績
個人会員	300円	882名
団体会員	3,000円	52団体
賛助会員	1口1,000円	23件

車いすの貸出

市内在住の方や市内を活動範囲としている団体を対象に、車いすの貸出を行っています。

一時的な通院、入退院や旅行時の使用、学校・職場での体験学習などお気軽にご利用ください。

貸出期間 必要とする期間(上限3週間)

費用 無料

※車いすの台数には限りがあります。また使用目的によっては、ご希望に添えない場合があります。



橿原市地域包括支援センター 南エリア (担当圏域・名称・場所変更)

4月1日から「橿原市社会福祉協議会地域包括支援センター」が「橿原市地域包括支援センター 南エリア」に名称を変更します。また、保健センターの南館1階から3階に場所を移動し、業務をスタートしています。センターでは、今後も地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

名称 橿原市地域包括支援センター 南エリア

場所 保健センター南館3階
(畝傍町9番地の1)

TEL 0744-24-4301

FAX 0744-24-4308



次号(第73号)は7月発行予定です。

